

市報第4号

横浜市市税条例の一部改正についての専決処分報告

横浜市市税条例の一部改正については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第179条第1項の規定を適用し、平成22年3月31日市長において次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

承認願いたい。

平成22年6月11日提出

横浜市長 林 文子

横浜市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第17号

横浜市市税条例の一部を改正する条例

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第33条の2第2項中「及び法第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）に係る所得」及び「及び公的年金等に係る所得」を削り、「前項本文」を「同項本文」に改め、同条第3項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、同条に次の1項を加える。

4 第1項の給与所得者が前年中において法第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第

33条の5の2第1項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者である場合における前2項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

第33条の3第3項中「市民税額（）」の次に「同条第4項に規定する場合にあっては、同項の規定により読み替えて適用される同条第2項本文の規定によって特別徴収の方法によって徴収することとなる個人の市民税額。」を加える。

第33条の5の2第2項中「第33条の2第2項ただし書」を「第33条の2第4項の規定により読み替えて適用される同条第2項ただし書」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市市税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 平成22年度分の個人の市民税についての新条例第33条の2第2項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、同条第2項ただし書中「給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき」とあるのは、「給与所得及び法第317条の2第1項に規定する公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割

額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき、又は当該給与所得者の前年中の所得に同項に規定する公的年金等に係る所得がある場合において平成22年4月30日までに給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の申出があるとき」とする。

参 考

横浜市市税条例の一部改正要綱

地方税法の一部改正に伴い、横浜市市税条例の一部を改正したが、その改正点は、次のとおりである。

公的年金からの特別徴収制度の対象とならない65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金等に係る所得に係る個人市民税の所得割額を、給与所得に係る個人市民税の所得割額及び均等割額の合算額に加算して給与から特別徴収の方法により徴収することができることとすること（第33条の2第2項から第4項まで、第33条の3第3項、第33条の5の2第2項）。

横浜市市税条例（抜粋）

（ $\frac{\text{上段}}{\text{下段}}$ $\frac{\text{改正後}}{\text{改正前}}$ ）

（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第33条の2 （第1項省略）

- 2 前項の給与所得者について、当該給与所得者の前年中の所得に給与所得及び法第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）に係る所得以外がある場合において、市長がその必要を認めるときは、その給与所得及び公的年金等に係る所得以外に係る所得割額を同項本文の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収することができる。ただし、第34条第1項の申告書に給与所得及び公的年金等に係る所得以外に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、こ

の限りでない。

- 3 前項本文の規定によって給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、その給与所得者について給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため、その給与所得者から給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合で、その事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、その特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額で、まだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部について、第33条の5第1項の規定を準用し、普通徴収の方法により徴収する。

- 4 第1項の給与所得者が前年中において法第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第33条の5の2第1項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者である場合における前2項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

（給与所得に係る特別徴収義務者の指定等）

第33条の3 （第1項及び第2項省略）

- 3 市長は、前2項の特別徴収義務者及びこれを経由してその納税義務者に対し、前条第1項本文及び第2項本文の規定によって特

別徴収の方法によって徴収することとなる個人の市民税額（同条第4項に規定する場合にあっては、同項の規定により読み替えて適用される同条第2項本文の規定によって特別徴収の方法によって徴収することとなる個人の市民税額。以下この節において「給与所得に係る特別徴収税額」という。）を特別徴収の方法により徴収する旨を通知しなければならない。

（第4項から第7項まで省略）

（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第33条の5の2（第1項省略）

2 前項の特別徴収対象年金所得者について、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合（第33条の2第4項の規定により読み替えて第33条の2第2項ただし書適用される同条第2項ただし書に規定する場合を除く。）においては、その給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収の方法によって徴収することができる。

（第3項省略）

地方自治法（抜粋）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しな

いときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。